

上下水道部の事務分掌

経営管理課	<ul style="list-style-type: none">(1) 部内事務の総合調整及び連絡に関する事。(2) 部課長会議、業務連絡会議その他会議の総括に関する事。(3) 例規の制定改廃及び公示に関する事。(4) 公印に関する事。(5) 文書事務に関する事。(6) 資料の収集、統計、調査等に関する事。(7) 広聴及び広報に関する事。(8) 職員の給与及び福利厚生等に関する事。(9) 水道庁舎の管理に関する事。(10) 資産の取得、処分及び管理に関する事。(11) 公用車の整備及び管理に関する事。(12) 契約に関する事。(13) 損害賠償に関する事。(14) 料金等の徴収事務、滞納整理等に関する事。(15) 給水の停止処分に関する事。(16) 量水器の貸与及び管理に関する事。(17) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。(18) 事業の経営・管理及びこれの総括に関する事。(19) 予算編成、予算の執行管理及び決算の調製に関する事。(20) 企業債申請及び借入金に関する事。(21) 現金及び有価証券の出納その他会計事務並びにこれらの総括に関する事。(22) 前各号に掲げるもののほか、他課に属さない事。
水道課	<ul style="list-style-type: none">(1) 水道事業の各種計画の策定及び改定に関する事。(2) 水道施設の将来計画及びアセットマネジメントに関する事。(3) 拡張事業に係る調査及び計画並びに許認可に関する事。(4) 拡張工事に係る設計及び施工に関する事。(5) 水利権の取得及び更新に関する事。(6) 未給水地域の調査及び解消計画に関する事。(7) 浄配水施設の整備計画に関する事。(8) 浄配水施設整備工事に係る設計及び施工に関する事。(9) 開発行為に係る関係機関との協議、指導及び部内調整に関する事。(10) 水需要予測に関する事。

上下水道部の事務分掌

	<ul style="list-style-type: none">(11) 管路図面の整備に関すること。(12) 浄水場の維持管理に関すること。(13) 取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の管理に関すること。(14) 浄水設備の維持管理、改良及び更新に関すること。(15) 取水源の巡視に関すること。(16) 水質管理及び水質検査に関すること。(17) 水質についての指導及び助言に関すること。(18) 指定給水装置工事事業者に関すること。(19) 配水施設の維持及び管理に関すること。(20) 配水の調節に関すること。(21) 占用物件に係る許可の更新の申請に関すること。(22) 配給水施設の修繕工事等の施工及び管理に関すること。(23) 道路工事等に伴う配水管整備工事に係る事務の調整並びに設計及び施工に関すること。(24) 給水装置工事に関すること。(25) 給水装置台帳及び給水装置図面の管理に関すること。(26) 給水装置の使用管理の指導及び故障修理等の受付相談に関すること。(27) 貯水槽水道の設置者及び利用者に対する指導及び情報提供に関すること。(28) 給配水管の維持及び緊急対応に係る資機材の管理に関すること。(29) 工作物の設置等に伴う配水管の移転工事に関すること。(30) 配水管への消火栓の取付け並びに消火栓の更新、移設等に関すること。
下水道課	<ul style="list-style-type: none">(1) 実施設計及び積算に関すること。(2) 施工及び積算・検査に関すること。(3) 下水道台帳及び水洗化台帳に関すること。(4) 水質保全に関すること。(5) 緊急時及び災害復旧に関すること。(6) 生活排水処理構想に関すること。(7) 事業計画及び認可に関すること。(8) 施設の維持管理に関すること。

上下水道部の事務分掌

	<p>(9) 受益者負担金及び受益者分担金に関すること。</p> <p>(10) 区域外流入に関すること。</p> <p>(11) 水洗化等改造資金融資あっせんに関すること。</p> <p>(12) 排水設備工事及び排水設備指定工事店に関すること。</p>
--	--